



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ASTI 株式会社
代 表 者 の 代表取締役社長 小野塚賢平
役 職 ・ 氏 名
(東 証 ・ 名 証 各 第 2 部 コード番号:6899)
本 社 所 在 地 静岡県浜松市南区米津町 2804 番地
問 い 合 せ 先 取締役管理本部長 野末武志
電 話 番 号 053 - 444 - 5111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 46 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一齐移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 役員の異動に伴い所要の変更をするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 単元未満株式の売渡しを請求する権利</p> <p>(単元未満株式の売渡請求) 第11条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第14条～第24条(条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第23条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第25条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役社長1名、取締役会長1名を選任するほか、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(招集) 第26条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集する。取締役会長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(議長) 第27条 当会社の取締役会の議長は、<u>取締役会長がこれにあたる。ただし、取締役会の決議により他の取締役がこれにあたることのできる。議長に選任された取締役に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第28条～第45条 (条文省略)</p> <p>附 則 第1条 当会社は、第25条第2項に定める役付取締役のほか、取締役会の決議により創業者を取締役名誉会長に選定することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(招集) 第25条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議長) 第26条 当会社の取締役会の議長は、<u>取締役会の決議により選定する。議長に選定された取締役に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第27条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (削 除)</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生予定日

平成21年6月24日(水曜日)
平成21年6月24日(水曜日)